

特定化学物質の健康診断項目 グループ分類

(物質の掲載順は、安衛法・施行令 別表 第3 に準じる。)

物質名 (製造禁止物質)	健診項目の グループ分類 (次のシート:別 表6に記載)	物質名 (第2類物質)	健診項目の グループ分類 (次のシート:別 表6に記載)
ベンジジン及びその塩	A	酸化プロピレン	F
4-アミノジフェニル及びその塩	A	三酸化ニアンチモン	AJ
4-ニトロジフェニル及びその塩	A	シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム	Q
ビス(クロロメチル)エーテル	B	四塩化炭素	O
ベーターナフチルアミン及びその塩	A	1, 4-ジオキサソ	O
物質名 (第1類物質)	健診項目の グループ分類	1, 2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)	O
		3, 3-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)	AI
ジクロルベンジジン及びその塩	A	1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン(二塩化メチレン)	R
アルファーナフチルアミン及びその塩	A	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	S
塩素化ビフェニル(PCB)	C	1, 1-ジメチルヒドラジン	G
オルトトリンジ及びその塩	A	臭化メチル	F
ジアニシジン及びその塩	A	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	T
ベリリウム及びその化合物	D	スチレン	U
ベンゾトリクロリド	E	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)	O
物質名 (第2類物質)	健診項目の グループ分類	テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)	V
		トリクロロエチレン	W
アクリルアミド	F	トリレンジイソシアネート	F
アクリロニトリル	G	ナフタレン	AF
アルキル水銀化合物	F	ニッケル化合物(粉状)	N
インジウム化合物	H	ニッケルカルボニル	B
エチルベンゼン	I	ニトログリコール	X
エチレンイミン	F	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	A
エチレンオキシド	※	パラ-ニトロクロルベンゼン	L
塩化ビニル	J	砒素及びその化合物	Y
塩素	G	弗化水素	C
オーラミン	K	ベータープロピオラクトン	Z
オルトトルイジン	AH	ベンゼン	AA
オルト-フタロジニトリル	L	ペンタクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩	AB
カドミウム及びその化合物	M	ホルムアルデヒド	※
クロム酸及びその塩、重クロム酸とその塩	N	マゼンタ	A
クロロホルム	O	マンガン及びその化合物	AC
クロロメチルメチルエーテル	B	メチルイソブチルケトン	AD
五酸化バナジウム	P	沃化メチル	F
コバルト及びその無機化合物	G	リフラクトリー-セラミックファイバー	AG
コールタール	E	硫化水素	G
		硫酸ジメチル	AE

※ エチレンオキシドとホルムアルデヒドについては、特定化学物質障害予防規則に基づく特殊健康診断を行う必要はありませんが、労働安全衛生規則第45条に基づく特定業務従事者健康診断を、配置替え時及びその後6ヶ月以内ごとに1回行わなければなりません。